

# 姶良市加治木地区商店街活性化検討業務委託仕様書

## 1 委託業務名

姶良市加治木地区商店街活性化検討業務委託

## 2 業務目的

本業務の対象である姶良市加治木地区は、伝統的・歴史的なまちなみを残す「かもだ通り商店街」、交通結節点である「JR 加治木駅」、行政拠点としての「姶良市役所加治木支所」、姶良市子ども館「ちるどん」などが集積し、地域住民の生活拠点であるとともに、来訪者の玄関口としても重要なエリアである。しかし近年、商店街の空洞化、既存施設の利用率低下、人流の減少が徐々に進んでおり、地域経済の活力低下や交流機会の減少が懸念されている。

本業務は、姶良市立地適正化計画に位置付けられた地域中心拠点（加治木支所・加治木駅周辺）の都市機能誘導区域における既存公共施設について、施設状況、利用実態や交通アクセス状況等の現状を整理するとともに、施設や地区に対する市民ニーズを把握し、今後の当該地区の生活サービス向上に向けた既存公共施設の利活用方策についての検討を行う。

また、商店街の活性化に向けた事業を実施し、市民や事業者の意見を収集・整理した上で、今後の取組方針について検討する。なお検討に当たっては、商店街を核とした魅力あるまちづくりを進め、対象区域の活性化を目指す取組の検討を行うものとする。

## 3 対象区域及び契約期間

### (1) 対象区域

姶良市立地適正化計画に位置付けられた地域中心拠点（加治木支所・加治木駅周辺）の都市機能誘導区域

※ 実施要領に示す別紙図【業務対象区域】のとおり

### (2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

（ただし、令和8年 第1回定例会における予算の繰越承認後は履行期間を令和8年8月31日までとする。）

※ 企画提案時に示す業務工程予定表については、令和8年8月31日までの工程内容とすること。

## 4 業務内容

姶良市総合計画、姶良市都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性を図ること。また、項目ごとの詳細やその他必要とする業務については受託者と発注者で協議の上、決定する。

### (1) 前提条件の整理

既存資料等から人口動向、駅利用者数、周辺施設の立地状況等を把握及び上位計画や関連計画等の位置付けを整理する。

### (2) 市民アンケート調査

加治木地区商店街活性化を検討するために、市民意向等を把握するアンケート調査を行う。

### (3) 公共施設等利用者アンケート調査

今後の公共施設等との連携及び施設等の利活用方策を検討するために、対象区域内にある公共施設等の利用者に対するアンケート調査を行う。

### (4) アンケート結果の分析

アンケート結果を取りまとめ、商店街活性化戦略の策定に向けて意見を整理し、課題を明確にする。

### (5) ワークショップの開催支援

前項で整理した結果に基づく情報を提供し、既存公共施設の利活用方策及び加治木地区商店街活性化戦略の策定を進めるためのワークショップを実施する。開催回数は3回程度を想定している。

### (6) 加治木地区商店街活性化戦略の策定

前項までの取組結果を踏まえ、対象区域における既存公共施設の利活用方策と加治木地区商店街活性化に向けた方向性、優先的に取り組むことが望ましい取組をA3判2ページ程度の資料にとりまとめる。

### (7) 事業実施報告書の作成

本業務の成果を事業実施報告書としてとりまとめる。

## 5 業務要件

### (1) 受託者の義務

受託者は、業務を行うに当たり、関連の法令及び本仕様書・業務委託契約書を遵守すること。また、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し正確に業務を行うこと。

### (2) 業務の指示

受託者は、発注者と連絡を密にし、十分協議の上、発注者の指示に従うこと。

### (3) 業務実施計画

受託者は、本業務の実施に先立ち、各工程における作業方法、作業日程等について適切な業務計画を立案し、あらかじめ発注者の承認を得るとともに次の書類を提出し、承認を得るものとする。

- ① 業務計画書
- ② 業務工程表
- ③ 配置技術者調書
- ④ 着手届
- ⑤ その他発注者の指示する書類

### (4) 業務報告・打合せ等

受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に発注者と報告・打合せ等を行うこと。

### (5) 工程管理

受託者は、本業務の実施に当たり、詳細な工程管理を行い、発注者に作業進捗状況を報告するものとする。

## (6) 資料の収集及び使用制限

受託者は、業務に必要な資料収集を行い、発注者は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力する。

また、発注者から貸与された資料については、貸出簿を作成し、業務完了後速やかに返却し、発注者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用しないこと。

## (7) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報保護法を遵守して、貸与資料の個人情報取扱いの際は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益を侵害することのないように実施するものとする。

## (8) 秘密の保持

受託者は、業務中に知り得た内容等について、第三者に情報を漏洩してはならない。

## (9) 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表し、貸与し、又は使用してはならない。

## (10) 疑義等

受託者は、本仕様書に明示していない事項あるいは業務内容に疑義等が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議しその指示に従うこと。

## (11) 損害賠償等

受託者は、本業務実施中に、発注者及び第三者に損害を与えた場合、必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告するものとし、損害賠償などの請求があった場合は受託者において一切の責務を負うものとする。

## 6 成果品

作業成果及び会議等の経過を業務報告書としてまとめること。

成果品提出後に不備等が確認された場合、受託者は事業期間後においても修正の義務を負うものとし、当該修正に要する費用は受託者の負担とする。成果品の管理・権利等は発注者の帰属とし、受託者は発注者の承諾なしに使用・公表してはならない。

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ① 事業実施報告書（正・副） 2部
- ② アンケート結果まとめ（正・副） 2部
- ③ 加治木地区商店街活性化戦略（A3 2ページ程度） 5部
- ④ ①～③の電子データ一式（CD-R等） 2枚

※1 電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能なものとし、作図等で他形式データを用いる場合には、発注者の承諾を得るものとする。

※2 発注者が指定する電子データについては、PDF、GIS データ（Shape 形式）及び CAD データとすること。

## 7 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により市の承諾を得たときは、この限りでない。

## 8 検査

受託者は、成果品及び納品書、完了届を発注者に提出し、検査を受けるものとする。受託者は、必要に応じ中間検査を受けるものとする。発注者は、受託者立会いの下で成果品の検査を行い、検査合格の通知をもって業務完了とする。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、市への状況報告等）を徹底すること。
- (2) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、利用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (3) 本業務実施に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。